



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.3(77 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222046)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

作戰行動について（昭和三四・一〇・三〇）

一 作戰行動のための基地とは直接に戦闘行動すなわち、実際に敵の兵力又は戦力を破壊するための行動が開始される基地である。これと対照的なものは、兵站支援基地である。すなわち、そこから戦闘行動に対する後方支援が行われる基地である。

二 作戰基地としての使用の代表的なものは、次のとおりである。

- (1) 戦闘のため、ミサイル、長距離砲を発射するため基地の使用
- (2) 戦闘任務を与えられた戦艦及び戦闘機母機、戦闘機並びに対潜攻撃機の発進基地としての使用
- (3) 空挺作戰のための基地の使用
- (4) 上陸作戰のための水陸兩用部隊の出発基地としての使用
- (5) 艦船が戦闘任務を与えられて給油、弾薬、糧食その他の補給を受けて直接戦闘任務に出発する場合の基地の使用（なま、海上部隊については、出港後洋上で戦闘任務が与えられることもあり、

又洋上補給も行われるので具体的事柄によつて区別が困難である。艦隊が補給艦を伴っている場合、この補給艦は戦闘用艦隊でないかどうなるか問題であるが、問題が戦闘任務を有する艦隊に属している場合は戦闘行動に入るから、

三 後方支援基地としての使用の代表的なものは次のとおりである。

- (1) 武器、弾薬、燃料その他の軍需品の調達及び貯蔵施設としての基地の使用
 - (2) 軍隊の教育訓練及び軍政管理のための施設としての基地の使用
 - (3) 軍隊の病院等の医療施設、後送施設、厚生施設としての基地の使用
 - (4) 艦隊、航空機の修理施設すなわち、工廠的施設としての使用
- ただし、補給整備して即時出動する場合の使用は否定的である。
- 四 両者のボーイ・ライオンとして考えられるもの
- (1) 軍隊を他国に移動してそこから戦闘任務について戦闘地域に出

察する場合に移動であつて、戦闘行動に直接使用するものでない。ただし、戦闘任務を有し、他國に移動して直ちに出發する場合については、單純な移動とはいえない。

(四) 軍隊を他國に移動してそこから直接戦闘地域に出發させ、日本の基地に帰投し、再び他國に移動して出發させるように日本基地を使用する場合すなわち、計画的に循環使用する場合は戦闘目的に使用するといえる。ただし、たまたま戦闘任務を終つて日本の基地に帰投するのは非戦闘行動用の基地である。

(五) 空中又は提供施設及び区域以外での燃料補給は、その基地を使用するものは補給艦艇又は給油機であるので、これを戦闘行動用の使用といえるかは疑問であるが、その活動が戦闘行動の一段階として又は不可欠な措置として認められるときは、戦闘行動のための基地使用といえる。(空中給油、軍港外での給油)

(六) 偵察又は警戒は主たる戦闘行動と直接不可分の關係にある場合

は、その偵察又は警戒行動は、戦闘行動といえる。ただし、軍艦の警戒行動の場合は戦闘行動でない。

(七) 捕虜については上陸作戦地域における捕虜の如く戦闘行動と不可分の場合日本の基地を出發するものは、戦闘のための使用といえる。ただし、日艦捕虜は入らぬ場合が多かる。

(八) 戦闘任務を与えられた陸士兵力を艦船又は航空機による輸送するため基地を使用する場合戦闘地域に直送する場合は、戦闘行動のための基地の使用といえるか。(一) 敵の資糧に上陸させる場合も含む。

(九) 艦船又は航空機による兵器、弾薬等の輸送として基地を使用する場合は、揚陸が時間的に場所的に戦闘に直接してゐるときは、戦闘行動と認められるときもある。例えば上(着)陸作戦の場合の兵器弾薬の輸送。

(十) 及び(九)の艦船を護送する艦船、航空機が日本から出發するの

は一般には戦闘行動のための基地使用である。会敵を予想しては
るから、しからば民船を積載した船舶の護送は、戦闘行動のた
めの基地使用であるか、いづれに決められぬ問題である。

(7) 例えは、金門島への中国の兵力又は兵器部隊の輸送を護送す
るため、その任務を与えられて日本の基地から艦船、航空機が出
発するのは、戦闘行動のための基地の使用といえる。

(8) なお、敵性船舶又は戦時禁制品を一定量以上積載した中立船の
拿捕のため、日本の基地を出発するのは、戦闘行動のための使用
である。

(9) 例えは、南緯の米軍が敗退して日本に上陸する場合は、戦闘行
動のための基地使用にまゝり、基地としては強してよいかの問
題はあるが、

四 以上から武力の行使及びこれに近接すると目される行動を大別す
ると(1)直接戦闘を目的とする行動 (2)戦闘行動を直接へ時間的及び

場所的に不可分の時に支援する行動(偵察、警戒、掃蕩、輸送の一
部) (3)警戒のための行動 (4)万一攻撃等起生の際に、直ちに戦
闘する用意をもつてする保護的行動(護送)となる。戦闘行動を以
て限定すれば明確になるが、何と何は区別が容易に上りいずれたで
もなりうる。何について、保護される輸送は戦闘行動でない場合
があるが保護する行動は戦闘行動であるといふ問題が生ずる。